令和4年度採用

山梨県公立学校教員選考検査実施要項

山梨県教育委員会

1 目 的

この検査実施要項は、令和4年度に採用する山梨県の県立学校教員及び公立小・中学校教員の選考検査実施について定めたものである。

2 求める教師像

本県では、次のような教師を求めている。

- 豊かな人間性と幅広い視野を持った教師
- 教育に対する情熱と使命感がある教師
- 幅広い教養と専門的な知識・技能を持った教師
- 生涯にわたって主体的に学び続ける教師

3 本年度の変更点

(1) **2次検査不通過者の次年度 1次検査全免除 (13 検査結果及び採用) 全校種対象** 令和 4 年度採用選考検査の結果通知において, 1次検査免除が認められた者は, 令和 5 年度採用選考検査の 1 次検査のすべてを免除する。

- (2) 体育実技検査,音楽実技検査の不実施(12 検査日程・会場等) 小学校・特別支援学校小学部対象 小学校・特別支援学校小学部の体育実技と音楽実技のすべてを削除する。
- (3) 体育実技検査の軽減(12 検査日程・会場等) 中学校・高校・特別支援学校中学部・高等部対象 体育実技における水泳を削除する。
- (4) 社会人特別選考の規定及び加点要件の変更 (7 特別選考 E 社会人特別選考, 9 加点制度) 高校対象 社会人特別選考において, 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験に, 山梨県公立学校の期間採用教員を付加する。また, 教員免許所有者は大学卒業を要件としない。

加点制度に、「情報または福祉の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)」を追加する。

4 受検資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)に該当しない者
- (2) 志望する校種,教科に相当する教諭の免許状もしくは養護教諭,栄養教諭の免許状を有する者,又は令和4年3月31日までに取得見込の者

特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭普通免許状を有する者、又は令和4年3月31日までに取得見込の者

ただし、「7 特別選考 E 社会人特別選考」対象者を除く。

(3) 昭和37年4月2日以降に出生した者

5 募集区分・教科・科目及び採用予定数

| 校 種 等 | | | 教 | 科 | 及 | び | 科 | 目 | | | | 採用予定数 |
|-------|-----|----------------------|-------|-------|------|-------|--------------|-------|--------|-----|-------|---------|
| 小 学 校 | | | | | | | | | | | | 160 名程度 |
| 中学校 | 国語, | 社会,数学, | 理科, 音 | 柴,美術, | 保健 | 体育, | 技術, | 家庭, | 英語 | | | 65 名程度 |
| 高等学校 | | 地歴(日本史, 戒, 電子), 商 | | | 至),数 | 学,理 | 目科(生 | 物), (| 呆健体育, | 家庭, | 福祉, 工 | 26 名程度 |
| 特別支援 | 小学部 | | | | | | | | | | | |
| 学 校 | 中学部 | 中学校と同 | 一教科及び | 科目 | | | | | | | | 22 名程度 |
| 子 似 | 高等部 | 高等学校と | 同一教科及 | 女び科目, | ただし | ン, 工美 | 美 (機械 | ,電子 |), 商業を | 除く。 | | |
| 養護教諭 | | | | | | | | | | | | 17 名程度 |
| 栄養教諭 | | | | | | | | | | | | 1 名程度 |

- (注) ・ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。
 - ・ 採用予定数は変更することがある。
 - ・ 高等学校家庭については、「福祉」の免許状を有することが望ましい。又は令和4年3月31日までに取得見込であることが望ましい。
 - ・ 2以上の校種及び教科(科目)を併願することはできない。 ただし、小学校の志願者で、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)は、中学校を第二志望とすることができる。

また,中学校の志願者で,中学校教諭普通免許状及び小学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)は,小学校を第二志望とすることができる。

・ 平成19年3月31日までに、盲・ろう・養護学校いずれかの教諭の免許状を有している者は、特別支援学校教諭普通免許状を有しているものとみなす。

6 選考区分

- (1) 選考は、一般選考、特別選考及び大学推薦の区分により実施する。一般選考は、特別選考及び大学推薦以外のものとする。
- (2) 特別選考及び大学推薦の対象者は、一般選考と併願することはできない。
- (3) 特別選考は、次の「7 特別選考 $A \sim E$ 」に該当する者を対象とし、いずれか一つに出願するものとする。
- (4) 特別選考に出願した者が、その対象者とならなかった場合は、一般選考の受検者とする。ただし、「E 社会人特別選考」において、該当の免許状を有しない場合は、受検資格を失う。

7 特別選考

| 項目 | 募集校種・職種・教科及び対象者 |
|---|---|
| A 障害のある者を対 象とした特別選考 | (1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし,障害者手帳の交付を受け,その程度が1級から6級までの者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には,受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は,障害の状態に応じて,例えば検査時間の延長等に配慮した上で選考する。 選考検査の実施にあたって,配慮を必要とする場合は,その旨を志願書の該当欄に具体的に記入する。 |
| B グローバル人材 特別選考 (国際貢献活動経 験者特別選考) | (1) 募集校種 小学校 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、さらに次の要件を満たす者 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく派遣(青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊)で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において加点をする。 |
| C スポーツ実績によ る特別選考 | (1) 募集校種・教科 中学校・高等学校の保健体育 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①又は②の実績を有する者 ① 世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者 世界大会レベルのスポーツの競技会とは、オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等、競技的内容をもつ大会とする。 ② 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者とは、文部科学省、(公財)日本スポーツ協会又はその加盟団体の主催する全国的規模を有する大会で、優勝もしくはそれに準ずる成績を収めた者。ただし、高校生以下を対象とした大会は除く。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、保健体育の「専門教養検査」を免除する。 |
| D 教職経験者を対象 とした特別選考 | (1) 募集校種・職種 すべての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①~③のいずれかの経験を有する者 ① 過去において山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校(特殊教育諸学校)の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として、3年以上(休職・育児休業等の期間を除く)正規教員として勤務した経験を有する者 ② 現に山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者 ③ 平成28年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)・任期付教員として、令和3年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者 期間の計算にあっては、355日以上を1年とする。 (3) 特別選考の受検者 特別選考(D1)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D1)の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 |
| ②D 2 | (1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 現在、期間採用・任期付教員・代替教員として任用され、勤務経験通算10年以上かつ、現任校の学校長からの推薦を受けた者のうち、推薦書及び小論文による選考を通過した者は、第一次検査を免除する。推薦書並びに小論文は、義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、志願書と共に提出すること。 |

| ②D 2 | (3) 特別選考の受検者 D2の受検者と認められなかった場合は、D1もしくは一般選考として受検することができる。 D1を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に〇をつけること。 特別選考(D1・D2)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D2)の受検者は、「一次検査」を免除する。 |
|--------------|--|
| ③D 3 | (1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 過去において山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の正規 教員として勤務経験を有し、子育てや介護等のために退職した者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考(D3)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D3)の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 |
| E 社会人特別選考 | (1) 募集校種・教科 高等学校 工業 (機械,電子) (2) 対象者 「4 受検資格」の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者 ① 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 ② 大学を卒業している者、または受検しようとする教科の教員免許状を保有する者 ③ 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験(学校・教育施設・企業等の正規職員等(注1))が3年以上ある者(教員免許状はなくても可) 勤務経験については、令和3年3月31日現在で3年以上ある者期間の計算にあたっては、355日以上を1年とする。 ④ 免許状を有しない場合は、特別免許状(注2)の授与条件を満たす者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。 |

※なお、特別選考のそれぞれの採用予定数は、5の採用予定数に含めるものとする。

(注1) 学校の正規職員とは、学校における正規の実習助手および臨時的任用(期間採用教員・代替教員)・任期付教員の助教諭を指す。

(注2)特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有する。教育職員検定の実施については、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第4項において、次のように規定されている。

〈教育職員免許法 第5条第4項〉

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

これらの授与条件を満たす者が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行う。ただし、令和4年3月31日までに特別免許状を取得できない場合は、採用内定を取り消すことになる。

8 大学推薦

(1) 募集校種

小学校 特別支援学校小学部

(2) 対象者

山梨県内で,推薦の対象となる校種の一種免許状又は専修免許状が取得できる大学,大学院,教職大学院,専攻科を設置している短期大学のうち,山梨県教育委員会が指定する山梨大学,都留文科大学,山梨県立大学,山梨学院短期大学,帝京科学大学において,山梨県公立小学校又は山梨県立特別支援学校小学部の教員を第一希望とし、次の①~③までの全ての要件を満たす者のうち,大学等が推薦する者

- ① 令和3年度に大学等を卒業(修了)見込みの者
- ② 小学校教諭一種又は専修免許状所有者,又は令和4年3月31日までに当該免許を確実に取得できる 見込みの者
- ③ 昭和37年4月2日以降に出生した者
- (3) 大学推薦の受検者

大学推薦の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 大学推薦の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。

9 加点制度

下記に該当する者を対象に、第一次検査の合計点に10点を上限として加点する。加点を希望する場合は、「加点申請書」及び必要な免許状、資格を証明する書類を出願時に提出すること。

※提出書類は、令和3年6月2日付までを有効とする。

◆加点要件

| 校種等 | 申請区分 | 資 格 等 | 加点 |
|-------------|--------------|--|-----|
| | 小① | 中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| | 小② | B グローバル人材特別選考(国際貢献活動経験者特別選考)受検者 | 5点 |
| 小 学 校 | 小③ -1 | 英語に関する資格(英検準1級)等を有する者(取得済みであること) | 5点 |
| | /J\3-2 | 英語に関する資格(英検2級)等を有する者(取得済みであること) | 2点 |
| | 小④ | 特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| | 中① | 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| 中学校 | 中② | 小学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| 中子权 | 中③ | 英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること) | 5点 |
| | 中④ | 特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| | 高① | 複数教科の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| - kk N(1-4 | 高② | 受検する科目に関する専門分野の資格を有する者 (工業, 商業に関する科目の受検者を対象とする) | 5 点 |
| 高等学校 | 高③ | 英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること) | 5点 |
| | 高④ | 特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| | 高⑤ | 情報または福祉の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| 特別支援 | 特① | 複数の障害種の特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) ※「視覚」と「知」「肢」「病」又は,「聴覚」と「知」「肢」「病」の組合せを可とする | 5点 |
| 学校 | 特② | 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)又は, 小学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| | 特③ | 幼稚園教諭普通免許状を有する者(取得見込) | 5点 |
| 養護教諭 | 養① | 看護師免許証を有する者(申請中) | 5点 |
| 全校種 | 全① | 司書教諭の資格を有する者(申請中又は取得見込) | 5 点 |

[※]当該免許状(証)取得見込者のうち、令和4年4月1日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合がある。

◆英語に関する資格等(申請区分 小③-1, 小③-2, 中③, 高③)

| 資 格 等 | [/J\3]-1] | [/J\3-2] | 「中③」 | 「高③」 | 留 意 点 |
|------------------------------------|-----------|----------|--------|--------|------------------|
| 実用英語技能検定 ((公財)日本英語検定協会) | 準1級以上 | 2級 | 1級 | 1級 | |
| TOEFL(国際教育交換協議会) インターネット方式(iBT) | 80点以上 | 61点以上 | 100点以上 | 100点以上 | 令和元年7月 以降の得点に |
| TOEIC ((財)国際ビジネスコミュニケーション協会) | 740点以上 | 550点以上 | 870点以上 | 870点以上 | 限る。 |
| 加 点 | 5点 | 2点 | 5点 | 5点 | |

[※]上記の英語に関する資格等を複数有している場合も、加点の上限は「小③-1」、「中③」、「高③」は5点、「小③-2」は2点とする。「小③-1」、「小③-2」の両方の資格を有する者は、「小③-1」のみ申請可とする。

◆受検する科目に関する専門分野の資格等(申請区分 高②)

樹木医, 普及指導員, 技能士1級, 1級建築士, 第2種電気主任技術者, 応用情報技術者試験, 日商簿記1級, 又は, これらと同等以上の資格を有する者。ただし, 申請可能な資格は一つとする。

10 出願手続

(1) 出願に必要な書類

(一般選考・特別選考・大学推薦受検希望者に共通)

ア 志願書(山梨県教育委員会所定のもの)
 - 志願書に貼る写真は、検査日前3か月以内に撮影した、縦4.5cm、横3.5cmの上半身、正面、脱帽のもの(2枚)
 イ 自己紹介書(山梨県教育委員会所定のもの 様式1)
 ウ 受検票送付用封筒角形2号(縦33.2cm、横24.0cm)
 - 本人の宛先、郵便番号記入のうえ、120円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科(科目)を朱書したもの *宛名は○○様とし、封印用の両面テープを貼ること。
 エ 第一次検査結果通知用封筒角形2号(縦33.2cm、横24.0cm)
 - 本人の宛先、郵便番号記入のうえ、120円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科

(科目)を朱書したもの *宛名は○○様とし、封印用の両面テープを貼ること。

(特別選考受検希望者)

上記のア~エに加え、次の書類を提出する。(写しはA4用紙に拡大・縮小する。)

- - 障害者手帳の写し(氏名等が記載されている見開きのページ全部)
- ◇B グローバル人材特別選考(国際貢献活動経験者特別選考)受検希望者 派遣の実績が確認できる書類(在職証明書等)
- ◇C スポーツ実績による特別選考受検希望者

実績を証明する書類(賞状等)の写し(第二次検査日に、証明する書類(賞状等)の 原本(実物)を提出)

◇D 教職経験者を対象とした特別選考受検希望者 (D1・D2・D3)

*D2を希望する者は、学校長の推薦書(厳封)と小論文を志願書と共に郵送すること。

◇E 社会人特別選考受検希望者

(大学推薦受検希望者)

前頁、10出願手続(1)出願に必要な書類ア〜エに加え、次の書類を提出する。

なお,書類の提出方法等については,別途定める「山梨県公立学校教員選考検査 大学等推薦実施要項」 を参照すること。

(加点希望者)

加点を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、必要な書類が期日までに提出できない場合は、加点できないので注意すること。

【申請区分】

- ◇小① 「加点申請書」及び中学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇小② 「加点申請書」
- ♦小3-1·小3-2·中3·高3

「加点申請書」及び資格を証明する書類(主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書)の写しを出願時に提出すること。さらに、第二次検査日に、証明する書類(合格証等)の実物を提出する。

- ◇小④・中④・高④ 「加点申請書」及び特別支援学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◆中① 「加点申請書」及び所有する全ての中学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇中② 「加点申請書」及び小学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇高① 「加点申請書」及び所有する全ての高等学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇高② 「加点申請書」及び所有する資格の写し
- ◇高⑤ 「加点申請書」及び高校の情報又は福祉の教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇特① 「加点申請書」及び全ての障害種の特別支援学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見 込証明書)
- ◇特② 「加点申請書」及び必要な校種の普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇特③ 「加点申請書」及び幼稚園教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇養① 「加点申請書」及び必要な看護師免許証の写し(申請中の者は看護師国家試験合格証書の写し及び看護師免許証申請書の写し)
- ◇全① (養護教諭は除く)

「加点申請書」及び次のいずれかの書類。「司書教諭講習修了証書」もしくは「単位修得証明書 または単位修得見込証明書(司書教諭)」もしくは「司書教諭講習修了証書申込書」の写し

*教員免許を更新している者については、更新講習修了確認証明書等、有効期限が付されている証明の写しを提出すること。

(2) 出願書類の提出について

ア 提出方法 出願はA郵送(書留)のみによる手続か,Bインターネットと郵送(書留)の併用による 手続きのいずれかで行うこと。

- イ 【A郵送のみの場合】封筒の表に「志願書在中」及び「校種等、教科(科目)」を朱書すること。
- ウ【Bインターネットと郵送の併用の場合】
 - (第1段階) インターネットで「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」に入り、「利用者登録」および「仮出願」を行う。登録したメールアドレスに義務教育課から「山梨県志願書等ファイル(xlsx.)」が,後日,送られてくるので必要事項をすべて入力し全シートを印刷する。
 - (第2段階) 全シートを郵送(書留)する。封筒の表に「出願書類在中」及び「校種等,教科(科目)」 を朱書すること。

11 出願締め切り

- (1) 【A **郵送のみの場合**】 令和3年6月2日(水) 消印有効
 - 【B インターネットと郵送の併用の場合】
 - (第1段階) 令和3年5月28日(金) 17:00までに「利用者登録」および「仮出願」完了 (第2段階) 令和3年6月2日(水) 消印有効
 - ※ 証明書類については、別途、郵送(書留) することも認める。ただし、令和3年6月2日(水)まで の消印があるものを有効とする。
- (2) 郵送先 山梨県教育庁義務教育課 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

12 検査日程・会場等

(1) 第一次検査

令和3年7月11日(日)

| | 校種等 | 会場 | 所 在 地(電話) |
|--------------|--|---------------------------------|-------------------------------------|
| 筆答検査 | 小 学 校 | 山梨県立甲府第一高等学校 | 甲府市美咲二丁目13-44 (TEL 055-253-3525) |
| 筆答検査 実技検査 | 中 学 校 (音楽・美術を除く) *中学校保健体育実技 | 山梨県立甲府西高等学校 「第2会場」 「第2会場」 | 甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161) |
| 筆答検査 | 高等学校(保健体育を除く) 特別支援学校小学部 特別支援学校中学部 (音楽・美術・保健体育を除く) 特別支援学校高等部 (保健体育を除く) | 山梨県立甲府東高等学校 「第3会場) 「第3年」 | 甲府市酒折一丁目17-1 (TEL 055-237-6931) |
| 筆答検査 実技検査 | 中学校(音楽・美術) 高等学校(保健体育) 特別支援学校中学部 (音楽・美術・保健体育) 特別支援学校高等部(保健体育) | 山梨県立甲府城西高校 (第4会場) (第4会場) | 甲府市下飯田一丁目9-1 (TEL 055-223-3101) |
| 筆答検査 | 養 護 教 論 栄 養 教 論 | | |

≪検 査 内 容 及 び 日 程≫ *

| * | 「昼食」 | は実技検査受検者のみ |
|---|------|------------|
|---|------|------------|

| 時間 校種等 | 8:30 9:00 | 9:10 ? 9:20 | 9:20~10:20 | 10:20 10:45 | 10:45 ~ 11:45 | 11:45 } 13:05 | 13:05 ~ 16:00 |
|-----------|--------------|-------------------|------------|---|--|---------------------|-----------------------------------|
| 小学村 | (ž 集合 | 諸連絡 | 一般・教職 | 休憩 | 専門教養検査 (国語,社会,算数,理科, 生活,音楽,図工,家庭, 体育の9教科) | | *実技検査なし |
| 中学机 | | | 教養検査 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 専門教養検査 (出願の際志望した1教科) | 昼食 (実技) | 実 技 検 査 (音楽・美術・保健体育 の受検者のみ) |

| 高等学校 | | | | | 専門教養検査 (出願の際志望した1教科 (科目)) | 昼食 (実技) | 実 技 検 査 (保健体育の受検者のみ) |
|----------|----|-----|------------------|----|--|------------|---|
| 特別支援 学 校 | 集合 | 諸連絡 | 一般・教職 教 養 検 査 | 休憩 | 専門教養検査 ※1 (校種別担当教科と特別 支援教育の専門教養) | 昼食 (実技) | 実 技 検 査 (音楽・美術・保健体育 の受検者のみ) *小学部実技検査なし |
| 養護教諭 | | | | | 専門教養検査 (養護教諭の専門教養) | | *実技検査なし |
| 栄養教諭 | | | | | 専門教養検査 (栄養教諭の専門教養) | | *実技検査なし |

※ 1 特別支援学校の専門教養検査時間は、10:45 ~ 12:10とする。

〈注 意〉

- 1 検査当日は、受検票、筆記用具(鉛筆、ボールペン、消しゴム)、上履き、昼食(実技検査のある者のみ)、ビニール袋(下履きを入れる)、感染症予防のためのマスクを持参すること。
- 2 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は,運動用服装,体育館用 運動靴を持参すること。尚,医師から体育実技に係る運動が禁止されている者は,証明書を検査当日に 提出すること。
- 3 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の実技検査は、男女を問わず柔道、 剣道、ダンスの3種目から1種目を選択する。柔道又は剣道を選択する受検者は、それぞれの用具一式 を持参すること。
- 4 中学校・特別支援学校中学部の美術の受検者は、鉛筆(4H~6B程度)、鉛筆を削るためのカッターナイフ、プラスチック消しゴム、練り消しゴム及び水溶性絵の具の用具一式を持参すること。水溶性絵の具は、透明水彩、不透明水彩、アクリル絵の具のうちのいずれかとする。
- 5 中学校・特別支援学校中学部の音楽の受検者は、アルトリコーダーを持参すること。

(2) 第二次検査

第一次検査通過者について次の検査を実施する。

〔第一回目〕 8月9日(月) 会場 山梨県総合教育センター

(笛吹市御坂町成田1456 TEL055-262-5571)

ア 適性検査

イ 小論文

ウ 実技検査・英 語 中学校, 高等学校, 特別支援学校中学部及び高等部

の英語受検者

〔第二回目〕 8月11日(水)~13日(金) のうち、いずれかの日

会場 山梨県立中央高等学校

(甲府市飯田五丁目6-23 TEL055-226-4411)

ア 個人面接

イ 集団討議 (模擬的授業を含む)

13 検査結果及び採用

- (1) 第一次検査の結果は、令和3年7月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (2) 第二次検査の結果は、令和3年9月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (3) 第一次検査については令和3年8月2日(月),第二次検査については令和3年9月27日(月)までに結果の通知が届かない場合は、義務教育課に照会すること。
- (4) 採用は採用候補者名簿登載者の中から欠員状況に応じて教諭又は常勤講師として順次内定し、本人に 通知する。なお、この名簿は令和4年度末まで有効とする。
- (5) 補欠合格者は、名簿登載期間に採用辞退者が生じたとき及び、次年度4月以降に教員の欠員が生じたときに順次採用する。発表は第二次検査の結果通知による。名簿登載期間は令和3年9月末日から令和4年度末までとする。令和4年4月1日より本県の臨時的任用教職員(期間採用)等として勤務することは可能である。また、名簿登載期間に採用がなかった場合、令和4年9月末日において「4受検資格」を満たしていれば、令和5年度の採用候補者とする。
- (6) 令和4年度採用選考検査2次検査結果通知において、不通過者のうち1次検査免除が認められた者は、同一校種、同一教科(科目)の受検を条件に、令和5年度採用選考検査において1次検査のすべてを免除する。ただし、この適用は1年のみとする。

※採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

教職大学院に進学するため、又は継続して教職大学院で修学するために、教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿登載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い、許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。なお、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願校種等、教科の専修免許状が取得できることを、また、令和3年12月17日(金)(必着)までに合格通知書もしくは在学証明書を提出することを条件とする。

また、小学校・中学校志願者に限り、大学院への進学者にもこの特例を適用する。高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭志願者は、教職大学院のみとする。

- (7) 新規大卒者教諭の初任給は,約223,000円が支給される。(教職調整額,義務教育等教員特別手当を含む。 ただし、学歴その他採用前の経歴により異なる。)このほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤 勉手当等が支給要件に応じて支給される。(令和3年4月現在)
- (8) 志願書に「任期付教員等併願受検」を希望した者の中から,第二次検査本選考で採用候補者とならなかった者で一定以上の成績にあった者を,令和4年度に任期付教員(期間採用教員含む)として任用する。また,第一次検査本選考不通過となったが,一定以上の成績であり,本年12月に実施する任期付・期間採用者選考検査(面接)において任期付教員(期間採用教員含む)として相当と認めた者についても令和4年度に任用する。ただし、いずれも必ず任用されるとは限らない。受検者には1月中旬に電話連絡をする。

14 そ の 他

- (1) 受検票は、出願締切り後、出願者に送付する。令和3年6月21日(月)までに届かない場合は、義務教育課に照会すること。
- (2) 受理した出願書類は返還しない。
- (3) 本人から請求があれば、第一次検査不通過者については、検査種別得点、合計得点及び順位を、第二次検査については、検査種別得点、合計得点及び順位を開示する。
- (4) 第一次検査通過者は、第二次検査の第二回目(8月11日~13日)に最終学校の成績証明書1通を持参すること。ただし、通信教育等で2以上の大学を卒業及び卒業見込みの者は、各大学の成績証明書各1通を持参すること。大学院修了者及び在学中の者はさらに大学院の成績証明書1通を持参すること。
- (5) 出願書類は、山梨県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、県民センター、市町村(組合)教育委員会、山梨県東京事務所、山梨県大阪事務所及びやまなし暮らし支援センターで配布する。東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館13階) III 03-5212-9033 大阪事務所(大阪府大阪市北区梅田一丁目1 大阪駅前第3ビル21階) III 06-6344-5961 やまなし暮らし支援センター

(東京都千代田区有楽町二丁目10-1 東京交通会館8階) IEL 03-6273-4306

- (6) 出願に必要な書類の郵送を希望する者は、宛先と郵便番号を記入した140円切手を貼った返信用 封筒 (角形 2 号) を同封のうえ、山梨県教育庁義務教育課に請求すること。
- (7) 検査当日は、検査会場の建物へ入場してから、検査終了後、建物から退出するまでの間は、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の電源を切り、カバンへしまっておくこと。検査会場においては、ICレコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用は禁止する。
- (8) 検査会場への自家用車での来場は禁止する。また、家族等が車で送迎する場合,コンビニやスーパー等の駐車場に無断駐車して待ち合わせをする行為は固く禁じる。
- (9) 出願の際、提供された個人情報は、本検査のために使用し、その他の目的では利用しない。
- (10) **感染状況等によっては**, <u>日程・方法等を変更することもある。変更やそれに係る連絡は</u>, <u>受検票送付時に通知する。</u>また, その後の変更等は山梨県の義務教育課ホームページにて公表するので, **随時確認すること。**検査当日はマスクの着用等, 各自が感染予防対策を行った上で受検するとともに, 発熱や体調不良等がみられるときは自身の健康と他者への感染リスクを考慮し, 適切な判断を行うこと。また, 受験票送付時に同封される「健康チェック表」に当日を含め, 検査日一週間前の体温等の記録をとり検査日受付時に提出すること。

【問合せ・提出先】

山梨県教育庁義務教育課

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1 TEL 代 (055)223-1757 【山梨県教育庁義務教育課人事HP】 https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/jinji.html





